

令和6年2月27日  
保健福祉政策部国保・年金課

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

保険料の保険料率等を改定するとともに、規定の整備を図るため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 保険料率等の改定

①基礎分及び後期高齢者支援金分（特別区共通保険料率）

第15条の4、第15条の12、第15条の16

基礎分及び支援金分		令和6年度		令和5年度		
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	基礎分 63:37 支援金分 62:38		基礎分 62:38 支援金分 62:38		
	所得割率	11.49%		9.59%		
	基礎分	支援金分	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%
	均等割額		65,600円		60,100円	
	基礎分	支援金分	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円
	賦課限度額		890,000円		870,000円	
	基礎分	支援金分	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円
一人当たり保険料		156,520円		143,363円		
基礎分	支援金分	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	13,157円		11,550円		
	率	9.18%		8.76%		

②介護納付金分（特別区共通保険料率。対象は40歳～64歳の被保険者）

第16条の4

介護納付金分		令和6年度		令和5年度		
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	62:38		62:38		
	所得割率	2.36%		2.30%		
	均等割額		16,500円		16,200円	
	賦課限度額		170,000円		170,000円	
一人当たり保険料		39,499円		38,808円		
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	691円		△759円		
	率	1.78%		△1.92%		

※特別区共通の賦課割合は、所得割58：均等割42

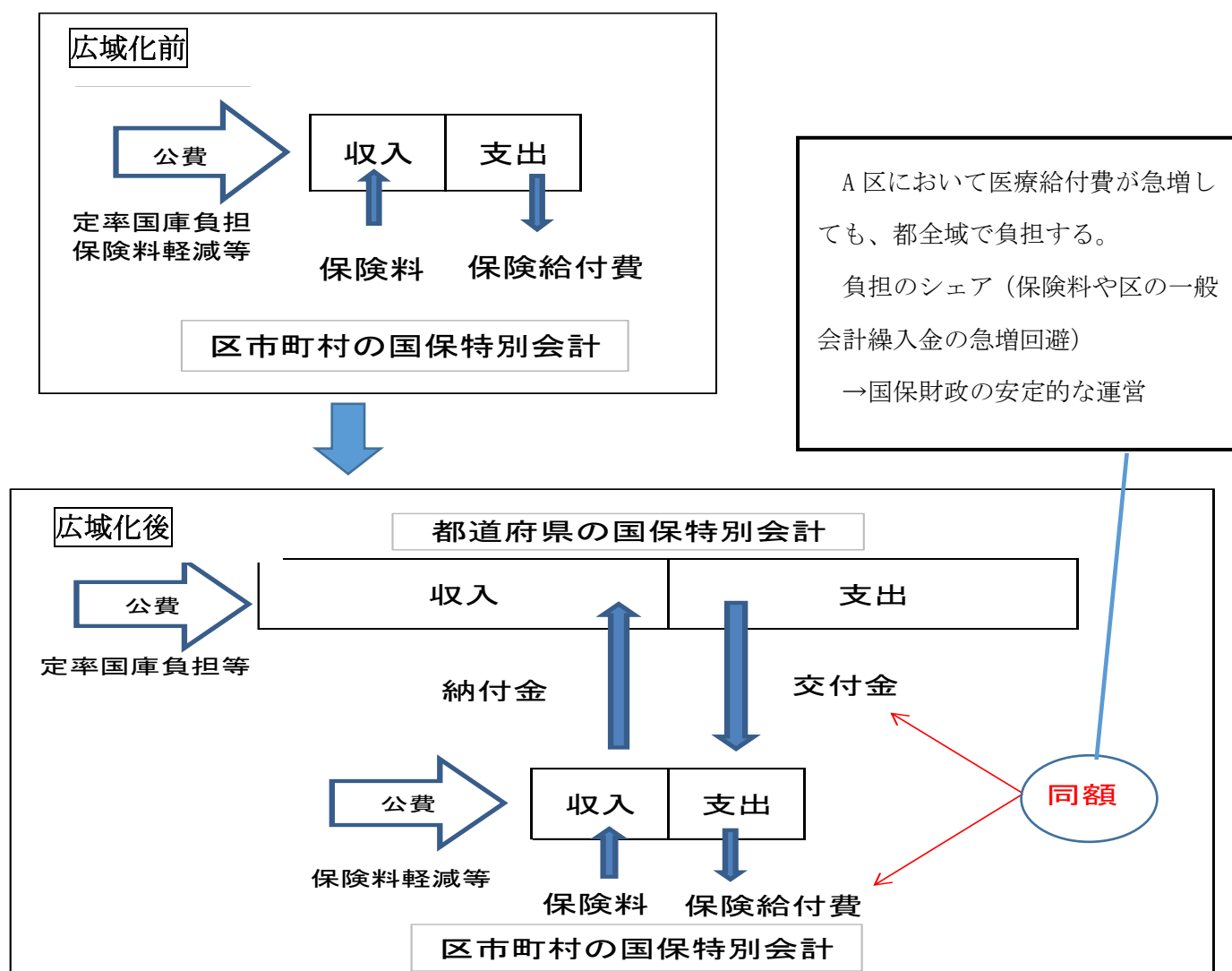
### ③国民健康保険財政運営の基本的な仕組み

○国民健康保険法の規定により、医療費の保険給付等を行うため、国保の保険者である区市町村は国民健康保険料を徴収しなければならないこととされている。

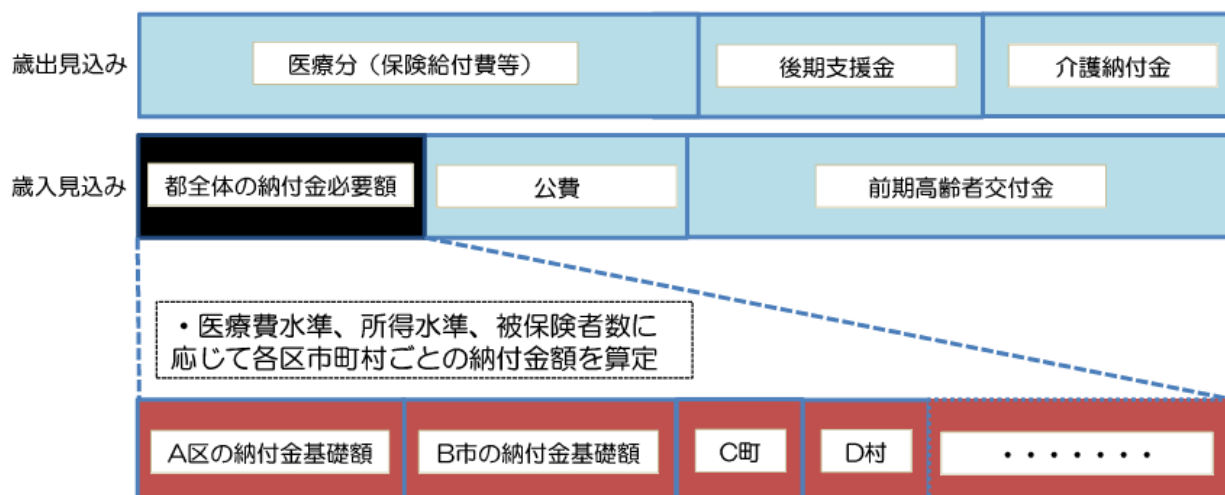
○平成30年度の制度改正（国保の広域化）により、都道府県も保険者として財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。それまでは、各区市町村が地域ごとの医療給付費等を基に保険料を算定する仕組みが原則だったが、都道府県が区域内すべての医療費等を賄うために必要な額として区市町村ごとに算定する納付金を基に、保険料を算定する仕組みに改められた。

- ・区市町村は保険料等を財源として、東京都が算定する医療費の見込等に応じた額を納付金として東京都に支払う（国民健康保険事業費納付金）。
- ・東京都は区市町村から支払われた納付金や国の公費等を財源として、年度内における保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う（保険給付費等交付金）。
- ・区市町村は東京都の交付金を財源として、診療報酬等を医療機関等に支払う。

#### 【国保財政のイメージ図】



## 【国民健康保険事業費納付金の算定方法の概要】



令和5年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料より

### ④令和6年度の保険料率算定における主な変更点について

#### ア 都内保険料水準の統一を見据えた納付金ベースの統一

特別区では、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるよう、都が算定する納付金の額に基づき、特別区全体の基準保険料率等を特別区長会において設定し、各区が条例で定める「統一保険料方式」を採用している。他方、都内全体で見れば、保険料（税）の水準は開きがある。

国民健康保険法の改正により、令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」が、都道府県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」）の必須記載事項とされた。これを受けて東京都の次期運営方針（令和6年4月1日～令和12年3月31日）に都内の保険料水準の統一に関する事項が記載されるとともに、令和6年度から納付金ベースの統一（後述）に向けた取組みを開始する。

（東京都の次期運営方針（案）より）

#### 2 納付金及び標準保険料率の基本的な考え方

都は、区市町村の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を全額支払う役割を担う。その財源として、国や都の法定の公費負担等を充てるほか、各区市町村の医療費水準や被保険者の所得水準により区市町村ごとの納付金を算定し、徴収する。

##### （1）保険料水準統一の定義

保険料水準の統一については、都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各区市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金（算定基礎額）ベースにおける統一」（以下「納付金ベースの統一」という）の大きく2つの手法がある。

## (2) 保険料水準の統一に向けた基本的な考え方

保険料水準の完全統一を進めることは、区市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないことにより、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができるなど国保財政の安定化が図られるほか、都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましいとされている。

都においては、将来的に完全統一を目指していくが、区市町村における医療費水準や保険料（税）収納率等の差異があるため、直ちに完全統一とすることは困難である。

そのため、まずは、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる、納付金ベースの統一に取り組む。

## (3) 納付金ベースの統一の目標年度

令和6年度から、納付金算定において、医療費指数反映係数 $\alpha$ （以下「 $\alpha$ 」という）を現在の1から段階的に引き下げるとともに、区市町村ごとの個別事情による納付金額調整を共同負担化し、令和11年度までに $\alpha=0$ とし、令和12年度に納付金ベースの統一を目指す。

※医療費指数反映係数 $\alpha$ は医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数であり、  
 $\alpha=1$ の時、医療費指数を納付金の配分に全て反映させ  
 $\alpha=0$ の時、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。

### 【納付金ベースの統一に向けた工程表】

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
【参考】都運営方針	●改定			対象期間 ●中間見直し			●改定	次期運営方針
<b>保険料水準の平準化</b>								<b>納付金ベースの統一</b>
●医療費指数反映係数( $\alpha$ ) $\alpha=1 \Rightarrow \alpha=0$	$\alpha=1$	0.83	0.66	0.5	0.33	0.16	0	0
医療費水準を反映		αを段階的に引き下げ						医療費水準を反映しない
●区市町村ごとの個別事情による納付金額調整( $c \Rightarrow d$ ) 区市町村毎の算定 ⇒都全体の共同負担 ※一部項目は継続協議		R6年度から共同負担						原則、都全体で共同負担
		●審査支払手数料 ●高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金 ●国特別調整交付金(都道府県分) ※子ども分			その他の項目について引き続き検討		共同負担等	
●納付金ベースの統一後(準統一・完全統一)に向けた検討		●準統一に向けた諸条件の課題整理、検討 ・賦課方式、賦課限度額、保健事業、収納率、法定外繰入等						

## イ 介護分の所得割率統一

介護分の所得割率については、所得水準の格差を理由に各区設定としてきたが、介護分のみ統一できない理由としては乏しく、また、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和6年度から原則として23区統一の保険料率によることとする。

## ⑤令和6年度保険料率算定における特別区独自の負担抑制策について

### ア 国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要（東京都算定。都全体の数値）

事 項	R5算定 (確定係数)	R6算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	259万3千人	247万6千人	▲11万7千人	▲4.5%
給付費総額	8,336億円	8,096億円	▲240億円	▲2.9%
1人当たり給付費	321,533円	326,924円	5,391円	1.7%
納付金総額 ※	4,591億円	4,621億円	30億円	0.7%
1人当たり納付金額 ※	203,623円	213,354円	9,731円	4.8%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

## イ 医療費の増要因

- 従来からの傾向である高齢化や医療の高度化等の影響により、1人当たりの医療給付費は増加を続けており、1人当たりの納付金も増加している。
- 厚生労働省は、国の令和4年度概算医療費（46兆円）の伸び率4.0%を要因分解すると、減要因（人口増の影響、診療報酬改定等）が▲1.34%になる一方、増要因として、高齢化の影響が0.9%、医療の高度化などその他が4.5%になるとした。
- 医療の高度化により進歩した治療法や薬剤が高額となり、1人当たり医療費の増要因となる。
- 高額レセプトは増加傾向にあり、令和4年度国保診療報酬特別審査委員会の審査状況（国保中央会）は以下のとおり。

- ・国保と後期高齢者の高額レセプトは、前年度比7.1%増の6万2447件。
- ・前年度に引き続き、高額な薬剤の普及が主な要因であり、新型コロナウイルス感染症に関する請求も一因。
- ・100万点以上（1000万円）の超高額な請求は、3642件と8.3%（280件）増加。（国保：2378件、後期高齢者：1264件）

## ウ 特別区における追加公費負担

納付金の算定結果を踏まえ、保険料増の要因の1つとして、新型コロナウイルス感染症等の特殊な影響が考えられることから、昨年度に引き続き、特殊な影響に対応した単年度限りの負担抑制策を講じる。

具体的には、基礎分（医療分）について、新型コロナウイルス感染症影響額の64億円及び東京都の財政安定化基金取崩額※の令和6年度償還額39億円（特別区負担分）の合計103億円を各区の公費（一般会計からの繰入金）で負担し、区民の保険料負担の増加を抑制する。

※令和3・4年度の医療費の急増により東京都が取り崩した財政安定化基金の償還金が、法令の規定により納付金に加算される。

### 追加公費負担の効果額（基礎・支援金分の1人当たり保険料額）

追加公費負担なし	今回の算定結果	差額（効果額）
162,553円	156,520円	△6,033円

## エ 特別区の独自激変緩和措置におけるロードマップについて

平成30年度の国保制度改革による納付金制度導入に伴う保険料負担急増を回避するために、特別区では、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、納付金全額ではなく、94%を賦課総額に組み入れ、原則1%ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置」を実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大や保険料急増等により、計画通り進めることができず、令和5年度保険料においては、独自激変緩和割合を97.3%に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となった。

こうした現状を踏まえ、通常の保険料算定（納付金の100%を賦課総額とする）を目指し、現行のロードマップにおける特別区独自激変緩和割合の「97.3%」から毎年1%ずつ引き上げ（初年度0.7%）、当初計画から遅れた2年延長することとし、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする。

### 必要な保険料賦課額を「100」とした時の特別区独自激変緩和のイメージ

年度	激変緩和割合	更なる負担抑制策
平成30年度	100×94%	—
令和元年度	100×95%	—
令和2年度	100×96%	—
令和3年度	100×96%	激変緩和割合据え置き
令和4年度	100×97.3%※	106億円を追加公費負担※
令和5年度	100×97.3%※	激変緩和割合据え置き 157億円を追加公費負担※
令和6年度	100×98%※	103億円を追加公費負担※
令和7年度	100×99%	
令和8年度	100	

※令和4年度～6年度の保険料率算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、特別区として上表のとおり追加公費負担を行っている。これにより、実際の賦課割合（基礎・支援・介護合算）は令和4年度93.8%、5年度92.4%、6年度94.9%となった。

以上を踏まえた、令和6年度保険料の算定の概要は資料1のとおり。

(2) 低所得者の均等割保険料軽減額の変更（第19条の2）（下線部分が改正箇所）

世帯主と被保険者全員の前年の所得の合計が、下表アの世帯の軽減基準額以下の世帯は、下表イの軽減額のとおり、軽減区分に応じて均等割額を減額する。

軽減額は、均等割額の改定に伴い変更となるほか、国の軽減基準の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の世帯の軽減基準額を引き上げる。

軽減区分	ア 世帯の軽減基準額	イ 保険料均等割の軽減額	
		令和6年度	令和5年度
7割軽減	【変更なし】 43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>34,370円</u> (支援金分) <u>11,550円</u> (介護分) <u>11,550円</u>	(基礎分) 31,500円 (支援金分) 10,570円 (介護分) 11,340円
5割軽減	【令和5年度】 43万円+ <u>29万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) ↓ 【令和6年度】 43万円+ <u>29.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>24,550円</u> (支援金分) <u>8,250円</u> (介護分) <u>8,250円</u>	(基礎分) 22,500円 (支援金分) 7,550円 (介護分) 8,100円
2割軽減	【令和5年度】 43万円+ <u>53.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) ↓ 【令和6年度】 43万円+ <u>54.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>9,820円</u> (支援金分) <u>3,300円</u> (介護分) <u>3,300円</u>	(基礎分) 9,000円 (支援金分) 3,020円 (介護分) 3,240円

保険料率等改定及び保険料軽減額の変更を踏まえた、令和6年度保険料額のモデルケースは資料2のとおり

(3) 退職者医療制度の廃止（第15条の5～第15条の7等）

平成20年度から経過措置として存続していた退職者医療制度について、対象者の激減（令和2年度以降、区の対象者は0人）を踏まえ、前倒しして制度が廃止されることとなったため、所要の改正を行う。

※退職者医療制度

高齢の退職者が被用者保険から国保に移ることによる国保財政の急激な悪化を防ぐため、退職者の医療費を被用者保険も負担する仕組みとして、昭和59年に創設。

平成20年4月より、65歳から74歳までの前期高齢者について、被用者保険と国民健康保険との間で財政調整が行われることとなり、退職者医療制度は廃止。平成26年度までに新たに適用された者が65歳に到達するまでの間は制度が継続する経過措置が設けられていた。

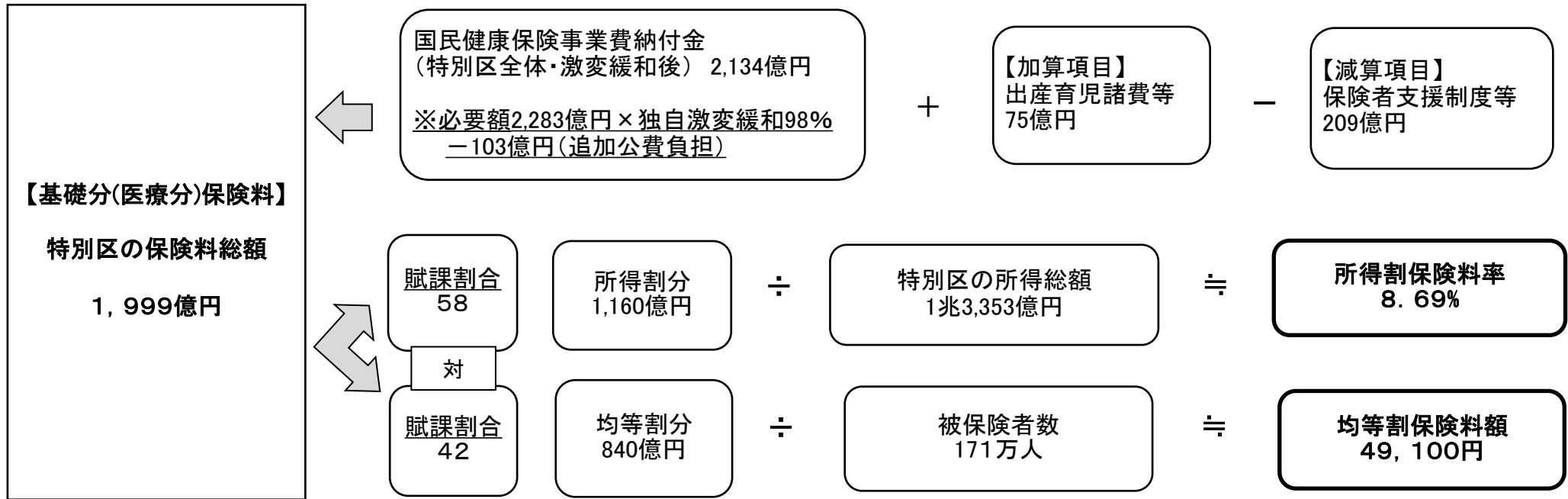
3 改正箇所 資料3（新旧対照表）のとおり

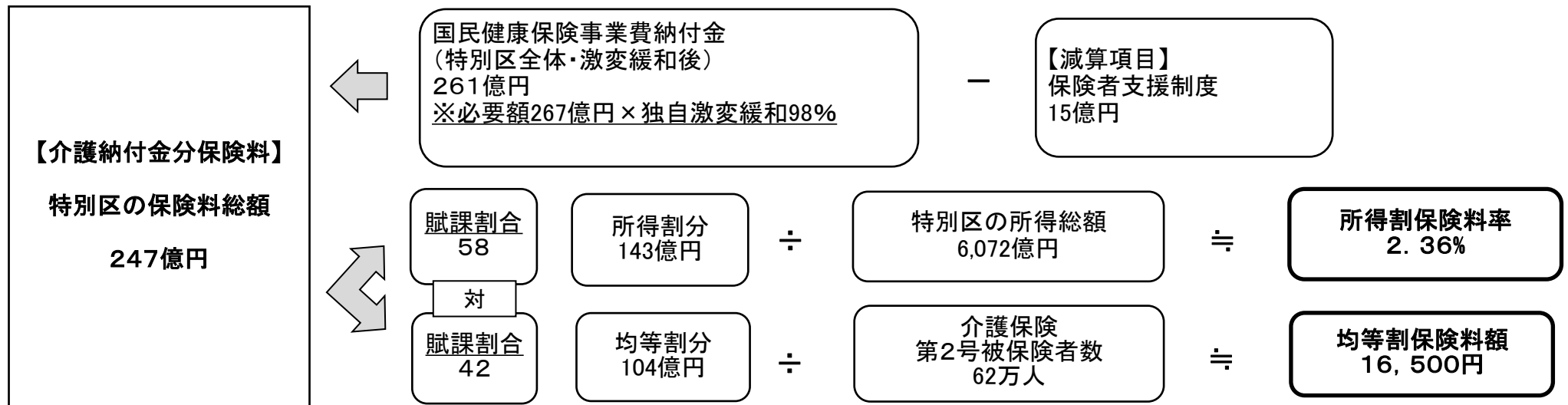
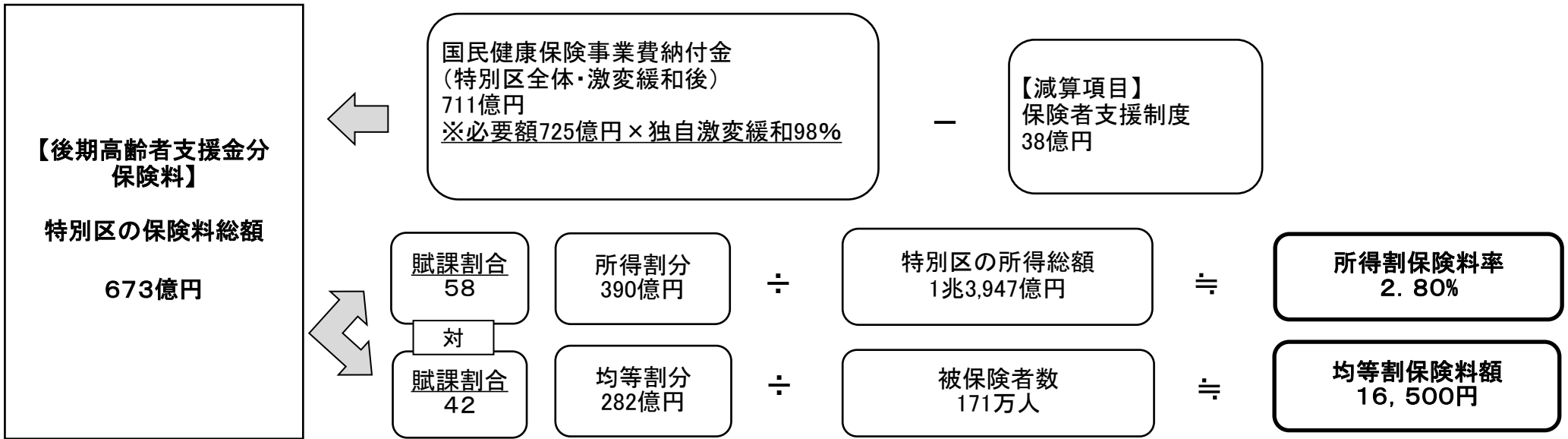
4 施行期日 令和6年4月1日



令和6年度 国民健康保険料の算定の概要(特別区)

資料 1





## 国民健康保険料率変更の影響（モデルケース） 基礎分・支援金分

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

令和6年度		基礎分	支援金分	計
	所得割率	8.69%	2.80%	11.49%
	均等割額	49,100	16,500	65,600
	賦課限度額	650,000	240,000	890,000

令和5年度		基礎分	支援金分	計
	所得割率	7.17%	2.42%	9.59%
	均等割額	45,000	15,100	60,100
	賦課限度額	650,000	220,000	870,000

## ①年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
令和6年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	0	54,003	168,903	263,695	360,211	457,876	555,541	656,653
		均等割分	19,680	19,680	52,480	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600
		計	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253
		均等割軽減割合	7割	7割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135
対前年度比（b/a）		1.092	1.092	1.143	1.166	1.175	1.180	1.184	1.186	1.188	1.189

## ②年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主（65歳）+配偶者（65歳・収入なし）〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
令和6年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	0	54,003	168,903	263,695	360,211	457,876	555,541	656,653
		均等割分	39,360	39,360	65,600	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200
		計	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853
		均等割軽減割合	7割	7割	5割						
前年度保険料との差額（b-a）		3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247
対前年度比（b/a）		1.092	1.092	1.137	1.149	1.160	1.168	1.173	1.176	1.179	1.145

## ③給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主（35歳）のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
令和6年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	19,680	32,800	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600
		計	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083
		均等割軽減割合	7割	5割							
前年度保険料との差額（b-a）		1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	
対前年度比（b/a）		1.092	1.098	1.154	1.168	1.176	1.180	1.183	1.186	1.188	

## ④給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
令和6年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	39,360	65,600	104,960	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200	131,200
		計	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683
		均等割軽減割合	7割	5割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	85,670	101,630	118,730	
対前年度比（b/a）		1.092	1.095	1.142	1.151	1.161	1.168	1.172	1.176	1.179	

## ⑤給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
令和6年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	2,298	102,261	182,691	267,717	359,637	451,557	548,073	651,483
		均等割分	49,200	82,000	131,200	131,200	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
		計	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483
		均等割軽減割合	7割	5割	2割	2割					
前年度保険料との差額（b-a）		4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	
対前年度比（b/a）		1.092	1.094	1.136	1.151	1.155	1.163	1.168	1.172	1.175	

## 資料 2

## 国民健康保険料率変更の影響（モデルケース） 介護分

介護分		令和6年度	令和5年度
	所得割率	2.36%	2.30%
	均等割額	16,500	16,200
	賦課限度額	170,000	170,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

## ① 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主（40歳）のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度保険料（a）（介護分）		4,860	8,560	36,670	52,770	69,790	88,190	106,590	125,910	146,610	170,000	
令和6年度	保険料（b）（介護分）	所得割分	0	472	21,004	37,524	54,988	73,868	92,748	112,572	133,812	156,232
		均等割分	4,950	8,250	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
		計	4,950	8,722	37,504	54,024	71,488	90,368	109,248	129,072	150,312	170,000
		均等割軽減割合	7割	5割								
前年度保険料との差額（b-a）		90	162	834	1,254	1,698	2,178	2,658	3,162	3,702	0	
対前年度比（b/a）		1.019	1.019	1.023	1.024	1.024	1.025	1.025	1.025	1.025	1.000	

## ② 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主（40歳）+配偶者（40歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度保険料（a）（介護分）		9,720	16,660	46,390	68,970	85,990	104,390	122,790	142,110	162,810	170,000	
令和6年度	保険料（b）（介護分）	所得割分	0	472	21,004	37,524	54,988	73,868	92,748	112,572	133,812	156,232
		均等割分	9,900	16,500	26,400	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
		計	9,900	16,972	47,404	70,524	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
		均等割軽減割合	7割	5割	2割							
前年度保険料との差額（b-a）		180	312	1,014	1,554	1,998	2,478	2,958	3,462	4,002	0	
対前年度比（b/a）		1.019	1.019	1.022	1.023	1.023	1.024	1.024	1.024	1.025	1.000	

## ③ 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主（40歳）+配偶者（40歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度保険料（a）（介護分）		9,720	16,660	46,390	62,490	85,990	104,390	122,790	142,110	162,810	170,000	
令和6年度	保険料（b）（介護分）	所得割分	0	472	21,004	37,524	54,988	73,868	92,748	112,572	133,812	155,052
		均等割分	9,900	16,500	26,400	26,400	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
		計	9,900	16,972	47,404	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
		均等割軽減割合	7割	5割	2割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		180	312	1,014	1,434	1,998	2,478	2,958	3,462	4,002	0	
対前年度比（b/a）		1.019	1.019	1.022	1.023	1.023	1.024	1.024	1.024	1.025	1.000	

## ④ 給与所得者（65歳未満）4人世帯〔世帯主（40歳）+配偶者（40歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）+子（1歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度保険料（a）（介護分）		9,720	16,660	36,670	62,490	85,990	104,390	122,790	142,110	162,810	170,000	
令和6年度	保険料（b）（介護分）	所得割分	0	472	21,004	37,524	54,988	73,868	92,748	112,572	133,812	155,052
		均等割分	9,900	16,500	16,500	26,400	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
		計	9,900	16,972	37,504	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		180	312	834	1,434	1,998	2,478	2,958	3,462	4,002	0	
対前年度比（b/a）		1.019	1.019	1.023	1.023	1.023	1.024	1.024	1.024	1.025	1.000	

## 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号	○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号
改正 (略) 令和5年12月11日条例第69号 世田谷区国民健康保険条例	改正 (略) 令和5年12月11日条例第69号 世田谷区国民健康保険条例
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）	第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）
第3章 被保険者（第4条）	第3章 被保険者（第4条）
第4章 保険給付（第5条—第12条）	第4章 保険給付（第5条—第12条）
第5章 保健事業（第13条）	第5章 保健事業（第13条）
第6章 保険料（第14条—第24条の6）	第6章 保険料（第14条—第24条の6）
第7章 雑則（第25条・第26条）	第7章 雑則（第25条・第26条）
第8章 罰則（第27条—第29条）	第8章 罰則（第27条—第29条）
付則	付則
(略)	(略)
<u>(基礎賦課総額)</u>	<u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</u>
第14条の3 保険料の賦課額のうち <u>基礎賦課額</u> （第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第14条の3 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額</u> （第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算

改正後	改正前
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び<u>高額介護合算療養費の支給に要する費用</u>の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（<u>東京都（以下「都」という。）</u>の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介</p>	<p>定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び<u>高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（<u>東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都</u>の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介</p>

改正後	改正前
<p>護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金</u>の額</p>	<p>護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ <u>国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額</u></p>

改正後	改正前
<p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法第72条の3第1項</u>、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による<u>繰入金</u>を除く。）の額</p> <p>（<u>基礎賦課額</u>）</p>	<p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項</u>、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による<u>繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）</u>を除く。）の額</p> <p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>）</p>
<p>第14条の4 保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u>は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>	<p>第14条の4 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>
<p>（<u>基礎賦課額</u>の所得割額の算定）</p> <p>第15条 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金</p>	<p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>の所得割額の算定）</p> <p>第15条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得</p>



改正後	改正前
<p>額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後</p>	<p>の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基</p>

改正後	改正前
<p>の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>第15条の2及び第15条の3 削除 (<u>基礎賦課額</u>の保険料率)</p>	<p>第15条の2及び第15条の3 削除 (<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>の保険料率)</p>
<p>第15条の4 <u>基礎賦課額</u>の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>8.69</u> (<u>基礎賦課総額</u>の100分の<u>63</u>に相当する額を<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>49,100円</u> (<u>基礎賦課総額</u>の100分の<u>37</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第15条の4 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.17</u> (<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>の100分の<u>62</u>に相当する額を<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>45,000円</u> (<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(<u>退職被保険者等に係る基礎賦課額</u>)</p>
<p><u>第15条の5から第15条の7まで 削除</u></p>	<p><u>第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (<u>退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p><u>第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4</u></p>

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 <u>第14条の4の基礎賦課額</u>は、650,000円を超えることができない。</p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課総額)</u></p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる<u>部分</u>に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第<u>7</u>条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費</p>	<p><u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 <u>第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第18条の2、第19条の2、第19条の4及び第19条の5第1項において同じ。）</u>は、650,000円を超えることができない。</p> <p><u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</u></p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる<u>部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第<u>22</u>条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費</p>

改正後	改正前
<p>用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法第72条の3第1項</u>、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項</u>、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p>	<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p>
<p>第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>	<p>第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>
<p>(<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の所得割額の算定)</p>	<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>の所得割額の算定)</p>
<p>第15条の11 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第15条の11 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の保険料率)</p>	<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>の保険料率)</p>
<p>第15条の12 <u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の<u>2.80</u>(<u>後期高齢者支援金等賦課総額</u>の100分の62に相当する額を<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p>	<p>(1) 所得割 100分の<u>2.42</u>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額</u>の100分の62に相当する額を<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,500円</u>(<u>後期高齢者支援金等賦課総額</u>の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>の数等を勘</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>15,100円</u>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額</u>の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における</p>

改正後	改正前
<p>案して算定した数で除して得た額)</p> <p><u>第15条の13から第15条の15まで 削除</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 <u>第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を</u>超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p><u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p><u>第15条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p><u>第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p><u>第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 <u>第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条の2、第19条の2、第19条の4及び第19条の5第1項において同じ。)</u>は、<u>220,000円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項</u>及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項</u>及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の<u>2.36</u>（介護納付金賦課総額の100分の62に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,500円</u>（介護納付金賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数</p>	<p>(1) 所得割 100分の<u>2.3</u>（介護納付金賦課総額の100分の62に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,200円</u>（介護納付金賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数</p>

改正後	改正前
<p>等を勘案して算定した数で除して得た額) (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>	<p>等を勘案して算定した数で除して得た額) (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10若しくは第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10若しくは第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p>

改正後	改正前
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、<a href="#">第14条の4</a>の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）及び<a href="#">第15条の10</a>の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合は、240,000円）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、<a href="#">第14条の4</a>又は<a href="#">第15条の5</a>の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）及び<a href="#">第15条の10</a>又は<a href="#">第15条の13</a>の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合は、220,000円）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第</p>



改正後	改正前
<p>35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限</p>	<p>35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限</p>

改正後	改正前
<p>る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>	<p>る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>34,370円</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>31,500円</u></p>
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,550円</u></p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>10,570円</u></p>
<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,550円</u></p>	<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,340円</u></p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p>
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>24,550円</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>22,500円</u></p>
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,250円</u></p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,550円</u></p>
<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,250円</u></p>	<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,100円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,820</u>円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,300</u>円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,300</u>円</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまで</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,000</u>円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,020</u>円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,240</u>円</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまで</p>

改正後	改正前
<p>に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>7,365</u>円</p> <p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>12,275</u>円</p> <p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>19,640</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>24,550</u>円</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,475</u>円</p> <p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>4,125</u>円</p> <p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,600</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,250</u>円</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>	<p>に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>6,750</u>円</p> <p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>11,250</u>円</p> <p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>18,000</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>22,500</u>円</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,265</u>円</p> <p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>3,775</u>円</p> <p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,040</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,550</u>円</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>
<p>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場</p>	<p>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場</p>

改正後	改正前
<p>合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下この項において「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者 (介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。) に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均</p>	<p>合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下この項において「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者 (介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。) に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均</p>

改正後	改正前
<p>等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>付 則</p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p>	<p>等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>付 則</p> <p><u>(平成23年度及び平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)</u></p> <p><u>第6条 平成23年度及び平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税(同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 前号に該当しない者であって、課税標準額(賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の合計額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)をいう。以下この条において同じ。)が1,000,000円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額</u></p> <p><u>(3) 第1号に該当しない者であって、課税標準額が1,000,000円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額</u></p> <p><u>2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例)</u></p> <p><u>第7条 平成25年度及び平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定に</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和 6 年 3 月 日 条例 第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>よる都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額</u></p> <p>2 <u>世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>



改正後	改正前
<p>3 <u>この条例による改正前の世田谷区国民健康保険条例（以下「改正前の条例」という。）付則第6条の規定は、平成23年度及び平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。</u></p> <p>4 <u>この条例による改正前の条例付則第7条の規定は、平成25年度及び平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。</u></p>	